

監 査 公 表

公表第 36 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 38 第 6 項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成 18 年 12 月 5 日

愛媛県監査委員	壺	内	紘	光
同	玉	井	実	雄
同	竹	田	祥	一
同	白	石	友	一

選定した特定の事件	愛媛県の財産の管理状況について
監査の結果に関する報告提出年月日	平成 18 年 3 月 20 日
監査対象機関	総務部 管理局 総務管理課
監査の結果	措置の内容
<p>総務管理課は、愛媛県の財産の管理を総括する部署であるとの認識に立ち、部局から報告されたものを処理するというのではなく、各部局に積極的に管理させるよう指導しなければならない。現在の法律、条例、規則下でその趣旨からこれが期待されているものと判断される。</p>	<p>各部局に対し、財産管理に漏れのないよう通知するとともに、各部からのヒアリング等により把握、指導等を行っていく。</p>
監査対象機関	県民環境部 管理局 消防防災安全課
監査の結果	措置の内容
<p>消防防災安全課の通信装置 20 億円、無線通信柱 4 千万円、衛星地球局設備 35 億円、消防庁向け多重通信装置 2 千万円、潮位リアルタイム観測装置 2 千 6 百万円といった重要物品が不動産及び動産の従物として認識され、結果として「財産に関する調書」に記載されていなかった。重要物品として認識した上で「財産に関する調書」に記載されなければならない。</p>	<p>指摘のとおり、各装置及び設備等については、重要物品として認識し、備品台帳に登載した。</p> <p>なお、「財産に関する調書」は、18 年度中の異動であるので来年度の記載となる。</p>

監査対象機関	農業試験場
監査の結果	措置の内容
<p>1 発光分光分析装置およびDNAシーケンサーについて、使用不能の物品を、県の資産として登録し続けていることは問題がある。修理不能と判断した段階で、遅滞なく備品台帳からの抹消手続きを取るべきであった。また処分費用の問題は現物処理の問題なので話が別である。</p> <p>2 超省力壮蚕飼育装置および自動選繭機について、使用目的が限られた機器であり、仮に使用可能だとしても具体的な使途が無い場合、県の資産として計上し続けることは望ましくない。使用の可否は不明であり今後の使用予定はないということだが、使用予定がないと判断した段階で、遅滞なく備品台帳からの抹消手続きを取るべきであった。また処分費用の問題は現物処理の問題なので話が別である。</p> <p>3 恒温恒湿槽について、平成9年度に廃棄済みの重要物品を、7年間にわたって備品台帳に登録し続けていた。早急に抹消手続きをするべきである。現物と台帳は一致するべきという資産管理上の原則意識が乏しかったものと思われる。今後は現物と管理台帳との照合を心掛けていただきたい。</p>	<p>1 発光分光分析装置及びDNAシーケンサーについて、平成18年1月25日及び平成18年2月10日付けで備品台帳からの抹消手続きをとった。</p> <p>2 今年度中に備品台帳から抹消する予定である。抹消手続き完了後、処分費用の問題もあるが廃棄処分を検討している。</p> <p>3 恒温恒湿槽について、平成18年1月6日付けで備品台帳からの抹消手続きをとった。</p>

選定した特定の事件	愛媛県の公営企業等の消費税及び地方消費税について
監査の結果に関する報告提出年月日	平成18年3月20日
監査対象機関	公営企業管理局
監査の結果	措置の内容
<p>愛媛県病院事業会計においては、補助金、負担金等6,352,387,500円全額を用途不特定の特定収入として、原則的方法により調整割合で按分して消費税額を計算している。</p> <p>しかし、補助金、負担金等のうち明らかに非課税仕入又は不課税支出（特定支出）に充てられるものが2,405,873千円ある。</p> <p>収益的収入の負担金のうち、建設改良費負担金（利息）1,184,172千円、基礎年金拠出金負担金107,070千円及び共済組合追加費用負担金784,425千円は明らかに不課税又は非課税の支出に充てられたといえる。</p> <p>また、資本的収入建設改良費負担金(元金)のうち、消費税導入以前の昭和63年以前に発行された企業債の当期償還額に充てられた額は、消費税導入前はそもそも課税という概念がないため、不課税支出に充当されたことになる。</p>	<p>指摘内容を参考に、平成17年度決算においては、特定収入のうち課税支出に充てることが明確なものは特定収入の課税仕入分として、非・不課税支出に充てることが明確なものは特定収入から除外してその旨決算書に記載し、消費税の申告を行った。</p> <p>今後も、特定収入のうち用途が特定できるものは用途を特定し、消費税納付額を少なくするよう努力していきたい。</p>

これらは、消費税法基本通達の規定を適用して、補助金等の用途を特定した結果、特定支出のためにのみ使用される収入として特定収入から除外することができるものであり、再計算を行うと16年度において特定収入が2,405,873千円少なくなり、消費税額が1,186,831円少なくなる。

17年度以降の消費税の申告にあたっては、16年度と同様の収入及び支出構成となることが予想されるため、納付税額をできるだけ少なくするよう消費税法基本通達の規定を適用して、補助金等の用途を特定する方法の適用を検討されたい。